令和5年12月31日以前に贈与した場合

R2.5.2 贈与 1.500万円

加算×

R3.7.4 R5.9.3 贈与 贈与 ①1,000万円 ②2,000万円 加算 加算

R6.3.5 相続開始

相続財産に加算される金額

相続開始前3年以内 (R3.3.5~R6.3.5まで) に贈与された金額を加算

①1,000万円+②2,000万円=3,000万円

令和6年1月1日以後に贈与した場合①

R6.1.1	R7.1.5	R8.2.3
贈与	贈与	贈与
①1,500万円	②1,000万円	③2,000万円
加算	加算	加算

R8.12.31 相続開始

相続財産に加算される金額

相続開始前3年以内 (R5.12.31~R8.12.31まで) 贈与された金額を加算

①1,500万円+②1,000万円+③2,000万円=4,500万円

令和6年1月1日以後に贈与した場合②

R6.1.1 R7.1.5 贈与 贈与 ①1,500万円 ②1,000万円 加算 加算 R8.2.3 R13.1.1 贈与 相続開始

③2,000万円 加算

相続開始前3年超~7年以内の

期間について100万円控除

相続財産に加算される金額

相続開始前7年以内(R6.1.1~R13.1.1まで) 贈与された金額を加算

①1,500万円+②1,000万円+③2,000万円=4,500万円

相続開始前3年超~7年以内(R6.1.1からR10.12.31まで) について100万円控除

【(①1,500万円+②1,000万円)-100万円】+③2,000万円=4,400万円